電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2023年6月30日現在		
~2023年6月29日	2023年6月30日~	
▲電話等サービス契約約款(平成11年経企24号)	▲電話等サービス契約約款(平成11年経企24号)	
令和5年4月17日現在	令和5年6月30日現在	
目次(略)	目次(略)	
第1条~第4条(略)	第1条~第4条(略)	

# (電話等サービスの種類)

# 第4条の2 電話等サービスには次の種類があります

種 類	内	容	
一般電話等サービス	利用回線等を使用して提供する電話等サービス		
削除	削除		
緊急通報用電話サービス	出火報知又は人命救助用として、 通話の着信のみのために提供する ス	214.000	
契約者指定番号発信サービス	当社が別に定める数を上限として録された利用回線等(当社が別にら当社の指定する電気通信番号をついて、当社の電気通信設備を介え (注1)本欄に規定する当社が別の3(グループ発信サービスの種類及び第4プ発信サービスの区別に応じ、次表の	定めるもの を付与して教 かして提供す がに定める なの種類) ( は 4条の4の4 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	かに限ります。) か 発信された通話にする電話等サービ 数は、第4条の4 に定めるグループ 4 (第2種グルー 量グループ発信サ
	グループ発信サービスの種類3		別に定める数
	第1種グループ発信サービス		500
	第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000
		プラン2	1,500
		プラン3	1,500
		プラン4	1,500
	(注2)本欄に規定する当社が別 4条の4の2(契約者指定者		37.13.1.13.1.3.1.0.1.7.1.

# (電話等サービスの種類)

# 第4条の2 電話等サービスには次の種類があります

種 類	内	容	
一般電話等サービ ス	利用回線等を使用して提供する電話等サービス		
削除	削除		
緊急通報用電話サ ービス	出火報知又は人命救助用として、 通話の着信のみのために提供する ス		
契約者指定番号発信サービス	当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等(当社が別に定めるものに限ります。)から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス (注1)本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3(グループ発信サービスの種類)に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4(第2種グループ発信サービスの区別)に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。		
	グループ発信サービスの種類又は第2種 別に定める数 グループ発信サービスの区別		
	第1種グループ発信サービス		500
	第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000
		プラン2	1,500
		プラン3	1,500
		プラン4	1,500
		プラン5	<u>1,500</u>
		プラン6	<u>1,500</u>
	(注2) 本欄に規定する当社が原 4条の4の2(契約者指定額		

定める契約者指定番号発信サーヒ	ごスの種類に応じ、	次表
のとおりとします。		

契約者指定番号発信 サービスの種別	別に定める利用回線等
グループ発信サービス	携帯電話設備(電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限ります。)に係るもの(他の契約者指定番号発信サービス利用契約(グループ発信サービスに係るものに限ります。)においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。)

# サービスの種別 グループ発信サービス 携帯電話設備(電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限ります。)に係るもの(他の契約者指定番号発信サービス利用契約(グループ発信サービスに係るものに限ります。)においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。)

のとおりとします。

契約者指定番号発信

定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表

別に定める利用回線等

第4条の3~第4条の4の3(略)

(第2種グループ発信サービスの区別)

第4条の4の4 第2種グループ発信サービスには次の区別があります。

区別	内容
プラン1	プラン2、プラン3、プラン4以外のもの
プラン2	第2種グループ発信サービスの利用に係る通話について、当 社の電気通信設備に終端させた後、通話の相手に接続するも の
プラン3	1のグループ発信サービス利用回線ごとに1の電話番号(電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号をいいます。)を付与するもの
プラン4	プラン2のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの

第4条の3~第4条の4の3(略)

(第2種グループ発信サービスの区別)

第4条の4の4 第2種グループ発信サービスには次の区別があります。

区別	内容
プラン1	プラン $2$ 、プラン $3$ 、プラン $4$ 、プラン $5$ 、プラン $6$ 以外のもの
プラン 2	第2種グループ発信サービスの利用に係る通話について、当 社の電気通信設備に終端させた後、通話の相手に接続するも の
プラン3	1のグループ発信サービス利用回線ごとに1の電話番号(電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号をいいます。)を付与するもの
プラン4	プラン2のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの

## 備考

- 1 第2種グループ発信サービス(プラン1又はプラン3を除きます。)に係る 契約を申し込む者は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種 シェアードIP-PBXサービスの契約を締結することを要します。
- 2 第2種グループ発信サービス(プラン1又はプラン3を除きます。)の利用に係る通話については、通話の相手に契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号(その電気通信番号が電気通信番号規則第9条第1号に規定するものである場合は、その終端の設置場所に応じたものとします。)を通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りでありません。
- 3 第2種グループ発信サービス(プラン4に限ります。)に係る契約を申し込む者は、TSR (株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けている必要があります。
- 4 第2種グループ発信サービス(プラン4に限ります。)に係る契約を申し込む者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。

プラン5	プラン2のうち、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る契約の締結を要するもの
プラン6	プラン5のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの

#### 備考

- 1 第2種グループ発信サービス(プラン1又はプラン3を除きます。)に係る 契約を申し込む者は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種 シェアードIP-PBXサービスの契約を締結することを要します。
- 2 第2種グループ発信サービス(プラン1又はプラン3を除きます。)の利用に係る通話については、通話の相手に契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号(その電気通信番号が電気通信番号規則第9条第1号に規定するものである場合は、その終端の設置場所に応じたものとします。)を通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りでありません。
- 3 第2種グループ発信サービス(プラン4又はプラン6に限ります。)に係る 契約を申し込む者は、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理してい るD-U-N-S® Numberの払出を受けている必要があります。
- 4 第2種グループ発信サービス(プラン4又はプラン6に限ります。)に係る契約を申し込む者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。

#### 第4条の5~第14条の64(略)

(契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾)

第14条の65 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。
- (1) 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をした者が、契約者指定番号発信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係るものを除きます。)の申込をした者が、第6種シェアード IP-PBXサービスを契約しないとき。
- (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限ります。)の申込をした者が、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
- (7) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限ります。)の申込をした者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第14条の65の2~3(略)

#### (最低利用期間)

第 14 条の 65 の 4 契約者指定番号発信サービス(第 2 種グループ発信サービス<u>(プラン 2 のコース 2 、プラン 3 又はプラン 4 を除きます。)</u> に限ります。) には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の日から起算して 30日とします。
- 3 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービス(プラン2のコース2、プラン3又はプラ

#### 第4条の5~第14条の64(略)

(契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾)

第 14 条の 65 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。
- (1) 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をした者が、契約者指定番号発信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係るものを除きます。)の申込をした者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係るものに限ります。)の申込をした者が、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
- (7) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係るものに限ります。)の申込をした者の名義と株式会社 NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第14条の65の2~3 (略)

#### (最低利用期間)

第14条の65の4 契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の日から起算して30日とします。
- 3 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン2のコース1に係

ン4を除きます。)に係るものに限ります。)の解除又はグループ発信利用回線の登録の削除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1(基本料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡)

第 14 条の 66 契約者指定番号発信サービス利用権(契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて契約者指定番号発信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連 署した当社所定の書面により当社が指定する電話等サービス取扱所に請求していただきま す。
- 3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
  - (1) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 削除
  - (3) 削除
  - (4) 契約者指定番号発信サービス利用権 (第2種グループ発信サービスのプラン 2に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、第6種シェアード I P - P B X サービスを契約しないとき。
  - (5) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
  - (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。

るものに限ります。)の解除又はグループ発信利用回線の登録の削除があった場合は、当社が 定める期日までに、料金表第1表第1(基本料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡)

第 14 条の 66 契約者指定番号発信サービス利用権(契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて契約者指定番号発信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連 署した当社所定の書面により当社が指定する電話等サービス取扱所に請求していただきま す。
- 3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
  - (1) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 削除
  - (3) 削除
  - (4) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン 1又はプラン3に係るものを除きます。)を譲り受けようとする者が、第6種 シェアード IP-PBXサービスを契約しないとき。
  - (5) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
  - (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第 14 条の 67 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。

#### 2 削除

- 3 前2項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係る者を除きます。以下この号において同じとします。)からその契約者指定番号発信サービスに係る第6種シェアードIP-PBXサービス利用契約の解除の申出があった場合、同時にその契約者指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者(第2種グループ発信サービスのプラン4に係る者に限ります。)が、株式会社NTTドコモと締結している法人等の携帯電話等契約が解除されていることを確認した場合、その契約指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

#### 第14条の68~第24条(略)

(诵話の切断)

- 第25条 当社は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第15条第2項の規定による警報 事項の通知に当たり必要がある場合は、通話を切断することがあります。この場合、あらか じめその通話をしている者にそのことを通知します。
- 2 当社は、契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービス<u>(プラン2のコース</u> 2を除きます。)に限ります。)を利用して発信された通話について、1回の通話時間が通

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第 14 条の 67 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、契約者指定番号発信サービス 利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス 取扱所に書面により通知していただきます。

#### 2 削除

- 3 前2項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係る者を除きます。)からその契約者指定番号発信サービスに係る第6種シェアードIP-PBXサービス利用契約の解除の申出があった場合、同時にその契約者指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者(第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係る者に限ります。)が、株式会社 NTT ドコモと締結している法人等の携帯電話等契約が解除されていることを確認した場合、その契約指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

#### 第14条の68~第24条(略)

(通話の切断)

- 第25条 当社は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第15条第2項の規定による警報 事項の通知に当たり必要がある場合は、通話を切断することがあります。この場合、あら かじめその通話をしている者にそのことを通知します。
- 2 当社は、契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービス<u>のプラン1又はプラン2のコース1に係るもの</u>に限ります。)を利用して発信された通話について、1回の

話の開始時点から起算して 120 分を超える場合、その通話をしている者に通知することなく、その通話を切断することがあります。

3 削除

第 26 条~第 54 条 (略)

別記

1~10 の 5 (略)

10 の5 の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの (略)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの (略)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	I P通信網サービス契約約款

- 10の6 IP通信網サービス契約
  - (1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
-------	---------

通話時間が通話の開始時点から起算して 120 分を超える場合、その通話をしている者に通知することなく、その通話を切断することがあります。

3 削除

第 26 条~第 54 条 (略)

別記

1~10の5 (略)

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの (略)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3、タイプ4プラン2(転送先特定番号機能に係るものに限ります。)若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	I P通信網サービス契約約款

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの (略)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約	IP通信網サー
(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイ	ビス契約約款
プ1プラン1、タイプ2、タイプ3、タイプ4プラン	
2(転送先特定番号機能に係るものに限ります。)若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテ	
(はタイプ3、カデコリー4、カデコリー/文はカデ   ゴリー8に係るものに限ります。)	
第2種ドットフォンサービスに係る契約	
(タイプ1 に係るものに限ります。)	

- 10 の 6 I P 通信網サービス契約
  - (1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

(カテゴリー プ1プラン1 5、カテゴリ 係るものに限 第2種ドット (タイプ1に 11~13(略) 料金表 通則(略)	アード I P - P B X サービスに係る契約 - 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイは、タイプ 2、タイプ 3 若しくはタイプー4、カテゴリー 6 又はカテゴリー 7 に関ります。) - フォンサービスに係る契約を係るものに限ります。) - サービスの料金を除きます。)	(カテゴリー プ1プランコ はタイプ5、 リー8に係る 第2種ドット (タイプ1に 11~13(略) 料金表 通則(略)	契約の種類 アード I P - P B X サービスに係る契約 - 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイ 1、タイプ 2、タイプ 3 、タイプ 4 若しく カテゴリー 4、カテゴリー 7 又はカテゴ 3 ものに限ります。) トフォンサービスに係る契約 こ係るものに限ります。)	契約約款の名称 IP通信網サービス契約約款
区分		1 適用		
(1) ~ (5) (略)		区分	内	容
(6) 契約者指定番 号発信サービス に関する基本額 及び加算額の適 用	当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービス(プラン3を除きます。)に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)について、その契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線の数に応じ、2(料金額)に定める基本額を合算して適用します。	(1) ~ (5) (略) (6) 契約者指定番 号発信サービス に関する基本額 及び加算額の適 用	グループ発信サービス( <u>プラン3</u> <u>6</u> を除きます。)に係るものに限	3、プラン4又はプラン ります。以下この欄にお その契約者指定番号発信 プ発信サービス利用回線
(7) 最低利用期 間内に契約の解 除等があった場 合の料金の適用	ア 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービス (プラン2のコース2、プラン3又はプラン4を除きます。) に係るものに限ります。) 以下この欄において同じとします。) には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。 イ 契約者指定番号発信サービス利用契約者(第2種グループ発信サービス (プラン2のコース2、プラン3又はプラン4を除きます。) に係る者に限ります。) は、最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発	(7) 最低利用期 間内に契約の解 除等があった場 合の料金の適用	します。 ア 契約者指定番号発信サービス利用 信サービスのプラン1又はプラン20	契約(第2種グループ発 ウコース1 に係るものに とします。)には、グルー 低利用期間があります。 契約者(第2種グループ 2のコース1に係る者に 的者指定番号発信サービ

信サービス利用回線の登録の削除があった場合は、第30条の2 (基本料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その解除又は削除に係るグループ発信サービス利用回線(最低利用期間を満了したものを除きます。)の数に応じ、次表に定める違約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

1のグループ発信サービス利用回線ごとに

区分	金額
違約金	1,000円(不課税)

(8) ~ (14) 略

#### 2 料金額

2-1 回線使用料(基本料)

2-1-1 削除

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 削除

2-1-5 契約者指定番号発信サービス (グループ発信サービスに限ります。) に係るもの

	区分		単 位	料金額(月額)
基本額	プラン1に係	<b>系るもの</b>	契約者指定番号発信サ ービス利用契約者識別 符号ごとに	2,000円 (2,200円)
	プラン 2 に 係るもの	コース 1 に 係るもの	契約者指定番号発信サービス利用回線ごとに	300円 (330円)
		コース 2 に 係るもの		

の削除があった場合は、第30条の2(基本料金の支払義務) 及び料金表通則の規定にかかわらず、その解除又は削除に係 るグループ発信サービス利用回線(最低利用期間を満了した ものを除きます。)の数に応じ、次表に定める違約金を当社が 定める期日までに一括して支払っていただきます。

1のグループ発信サービス利用回線ごとに

区分	金額
違約金	1,000円(不課税)

(8) ~ (14) 略

### 2 料金額

2-1 回線使用料(基本料)

2-1-1 削除

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 削除

2-1-5 契約者指定番号発信サービス(グループ発信サービスに限り

ます。) に係るもの

区分		単 位	料金額(月額)	
基本額 プラン1に係るもの		契約者指定番号発信サ ービス利用契約者識別 符号ごとに	2,000円 (2,200円)	
	プラン 2 に 係るもの	コース1に 係るもの	契約者指定番号発信サービス利用回線ごとに	300円 (330円)
		コース 2 に 係るもの		

契約者指定番号発信サ プラン5に係るもの ービス利用回線ごとに  $2-1-6\sim2-2$  (略)

# 第2 通話に関する料金

#### 1 適用

区分	内	容	
(1) ~(20)略			

# プ発信サービス を利用して行う 通話に関する料 金の適用

(21)第2種グルー ア 当社は、第2種グループ発信サービス(プラン2に限りま す。以下この欄において同じとします。)について次のとおり 区分を定めます。

区分	内容
コース1	(22)(契約者指定番号発信サービスに係る一 定の通話回数を上限とした通話料の減額)に規 定する減額の適用を受けるもの
コース 2	コース1以外のもの

イ 契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービ スに限ります。以下、この欄において同じとします。) を利用 して行う通話のうち、国内通話に関する料金(当社が別に定 める通話を除きます。) については、次表のとおり適用します。 (ア) プラン1及びプラン2のコース1に係るもの

区 分	単位	料金額
1のグループ発信サービス利用 回線から発信した通話に関する 料金		30円 (33円)

(イ) プラン2のコース2及びプラン3並びにプラン4に係 るもの

区 分	単位	料金額
1 のグループ発信サービス利用	30 秒まで	10円
回線から発信した通話に関する	ごとに	(11円)

第2 通話に関する料金

 $2-1-6\sim2-2$  (略)

1 適用

区 分 内 容 (1) ~ (20) 略

プ発信サービス を利用して行う 通話に関する料 金の適用

(21)第2種グルー ア 当社は、第2種グループ発信サービス(プラン2に限りま す。以下この欄において同じとします。) について次のとおり 区分を定めます。

300円 (330円)

区分	内 容
コース1	(22)(契約者指定番号発信サービスに係る一定の通話回数を上限とした通話料の減額)に規定する減額の適用を受けるもの
コース 2	コース1以外のもの

イ 契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービ スに限ります。以下、この欄において同じとします。)を利用 して行う通話のうち、国内通話に関する料金(当社が別に定 める通話を除きます。) については、次表のとおり適用します。 (ア) プラン1及びプラン2のコース1に係るもの

区分	単位	料金額
1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金		30円 (33円)

(イ) プラン2のコース2、プラン3、プラン4、プラン5及 びプラン6に係るもの

区分	単位	料金額
1 のグループ発信サービス利用	30 秒まで	10円
回線から発信した通話に関する	ごとに	(11円)

	料金			料金		
	ウ イの規定にかかわらず、契約者用して行う通話のうち、国内通話限ります。)に関する料金の額は、算し、通信先の通信設備及び時間に30円(33円)とします。 エ 当社は、当社が別に定める電気に規定する通話に関する料金についら起算し、通信先の通信設備及びごとに30円(33円)とします。 オ 契約者指定番号発信サービでは額を適用します。 カ 削除 (注1)ウの当社が別に定める場合とせずに通話を著していては額を適用します。 カ 削除 (注1)ウの当社が別に定める場合とせずに通話を著しく繰りな事業の適正かつ合理的な運営及び国民の利便の確保を阻害する行為を含みます。)をと合理する行為を含みます。)をと合理するであたときは、の地の方法によりこれを周知	(当社が別に定める通話に 通話を開始した時間をはいる通話が 通信番号への通話が電話が電話が電話が電話が電話が電話が電話が電話が電話が電話が電話が電話が電話		ウ イの規定にかかうち、まれの規定にがからするというでは、通信は、のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	回通話(当社が別に 可通話(当社を開始) 可は、通に関わらず 電話に関わらず 電が時間に関わるのででは にではいい時に対している。 これではいい時に対し、では、 ではないではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないではないではないでは、 ではないではないではないでは、 ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	こしば の で い の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の
(22) ~ (24) 略			(22) ~ (24) 略			
		附 則 (令和5年6月28日 CAS1サ第00040000898-01号) この改正規定は、令和5年6月30日から実施します。				